

重度身体障害者更生施設における

介 護 量 調 査

—療護施設を志向する予備調査—

昭和47年3月

日本女子大学文学部社会福祉学科

小 島 蓉 子

ゼミナール

## まえがき

近年のリハビリテーションの普及に呼応して、障害の除去やリハビリテーションがなされていく人々も増加する一面、長期間、施設に於る完全介護に近い援護を必要とする人々も増加し、施設人所待ちをしているという現象も目立っている。ところが現行法によれば、ケアのニーズもリハビリテーション施設で受けとめねばならない状態になっており、事実このニーズに良心的に応えようとする施設では、自ら法定人員外の介護員を雇用して、重度身体障害者更生施設の中に完全なる介護を必要とする重度者を入所させはじめている。つまり、現行の法定介護員数の規定によれば、対象者、介護員の比は50人以下で4名、51～75人で7名、76人以上で9名とされており、最重度の介護における職員対入所者の割合は、現在では凡そ1対8～10人ということになる。しかし事実上、1人の介護者で10人に近い人々の世話を終日することは困難であり、施設は自力でこの人員不足を補わざるをえない状態になっている。だから1日の生活時間の中で、生活活動の殆んどが介護されなければならないような対象者の無限定な入所は、いくら社会的ニーズが高いとはいえ、現存のリハビリテーション志向の施設では限界をもつものであるということができよう。

リハビリテーション施設は、次第に整備の方向があらわれてきたが、この社会の中には成人となってもそもそも介護を必要とする重度者はいるのであるから、それを真向うから受けとめるケア志向の施設づくりを法的にも整えることは、重度者の社会的ニーズを汲みとるべき社会の急務ではなからうか。

重度者の生活福祉は、必ずしも一般生産社会への参加を前提とした社会復帰が唯一の「かたち」とは限らない。したがって、現行法の中でリハビリテーションにアクセントをおいて介護する施設サービス（重度身体障害者更生施設）よりは、生活介護にアクセントをおいたケアのための施設（重度身体障害者療護施設）づくりも当然考えられていいのではないか。重度者のためのケア施設をつくり出していくとすれば、どのような人員配置がなされるべきか？これがその問いに対応すべき調査の必要性であった。ケア志向施設が実施されるとすれば、その職員の適正な配置基準への指針は、対象者・介護員・管理者の側から提示される問題の分析を通じて出されなければならない。そのために私たちは、研究員も学生もこぞって、ひと夏をこの課題に取り組んでみた。

筆者にとって、研究心あふれる同僚や学生諸姉が歩みを共にして下さったことは、幸なことであった。

研究の途上、各地の施設を訪れ、施設職員の方々と生活を共にし、施設入所者の皆さん方とも人間と人間とのふれ合いを持つことによって、研究員・学生自らが教えられ啓発させられたことは、何ものにもかえがたい収穫であった。ことに、施設調査にあたっては、下記の各施設長の方々や、その良き協力者の方々のご配慮とご協力に、心から御礼を申し上げる次第である。

天竜厚生会          山村三郎殿

菅原園              今井富蔵殿

光道園              中道益平殿

最後に、私たち一同にこの研究の機会を呼びかけて下さった厚生省社会局更生課の角田耕一課長を始め、塩崎氏、露口氏、並びに静岡県民生部社会課の中村参事、柴氏に心から御礼を申し上げます。次第である。

昭和47年3月

目白の研究室にて

小島 蓉子

# 重度身体障害者療護施設における 介護量調査

## 目 次

まえがき	1
I 調査の概要	5
1. 目的	5
2. 対象	5
3. 期間	5
4. 本体	5
5. 方法	6
6. 経過報告	6
II 対象施設の概況	9
1. 日本の重度身体障害者更生施設	9
2. 調査対象施設の現況	12
A: 天竜厚生会 (静岡県)	12
B: 菅原園 (奈良県)	13
C: 光道園 (福井県)	15
3. 三施設の状況	16
(1) 現在の職員配置	16
(2) 入所者の状況	17
III 調査の集計結果	25
1. 各施設寮母の項目別作業量(1週間)	25
2. 各施設寮母の総作業時間	30
3. 他職員の介護量	31
IV 「療護施設」を志向しての現作業量の修正	31
1. 修正を必要とする理由	31
2. 修正値	31
V 寮母適正配置への提言	33

結論にかえて

参考資料	「健康認識調査」	35
付 録		41
Ⅰ	作業量調査表	43
Ⅱ	調査表の手引き	45
Ⅲ	健康認識調査	47

# I 調査の概要

## 1. 調査目的

本調査は、重度身体障害者更生施設の対象者層が年々重度化の傾向を見、本施設の性格がリハビリテーションにあることをたてまえとするにもかかわらず現実の姿は療護対象者で占められ、在所期限の5カ年という目やすを立てること自体、対象者のニードと矛盾するという事態を引き起こしてきた。精薄者施設に入所するには不適當な重度の身体障害者は、今や恒久的な療護のための生活施設を必要とするに至った。このニードに対応して、新たに「療護施設」を新設するためにはどうしても、対象者数に見合う寮母の人員配置の目やすが立てられなければならない。そこで、従来の身体障害者更生施設の中で重度者を直接介護している職員のタイムスタディーをし、「療護施設」職員の適正配置基準の推定を行うことを、調査の目的とした。

## 2. 調査対象

わが国は、20の重度身体障害者更生援護施設があるが、その中でも代表的と思われる静岡、奈良、福井の各県より療護の対象となる入所者を現に多く収容している次の施設において介護にあっている職員（主に寮母）を調査の対象とした。

## 3. 調査期間

県名	施設名	経営主体	入所定員	入所定員	調査の期間
静岡県	厚生寮	社会福祉法人天竜厚生会	100人	106人	46年7月22日～28日
奈良県	県立菅原園	社会福祉法人大倭安宿苑	30	25	" 7月25日～31日
福井県	光道園ローンホーム	社会福祉法人光道園	35	35	" 7月25日～31日

## 4. 調査主体

厚生省の委託により、日本女子大学・文学部・社会福祉学科・助教授、小島蓉子を中心となつて調査研究を行なった。

スタッフのメンバーは、次の通りである。

主任研究員	日本女子大学助教授	小島 蓉子
研究員	東京YWCA学院社会福祉科	中村 紀子
	日本女子大学社会福祉学科	滝 和子
調査員	日本女子大学及び東京YWCA学院 社会福祉学科 学生	12名

#### 5. 調査方法

- (1) 付録Ⅰ「作業量調査表」により、調査員が施設職員を追跡し記入する他計方式、及び職員自身が記入する自計方式を併用し、連続7日間の作業量を標本として調査を実施した。
- (2) 参考資料として、付録Ⅱ「健康認識調査」により、研究員が施設職員に面接し、質問のう  
え記入した。

#### 6. 経過報告

日 付	事 項	場 所
5月11日(火)	厚生省より、重度身体障害者更生施設内の寮母・指導員の作業量調査の依頼について連絡を受ける。	
6月1日(火) 3:00p.m~	小島、厚生省に赴き、介護量調査(以下、調査という)のための打ち合せを行う。	厚生省
8日(火) 5:00p.m~	さがみ緑風園職員と、調査項目設定につき討議。	日女大
12日(土) 2:00p.m	第1回、調査項目設定についての打ち合せ会	厚生省
29日(火) 3:00~ 5:00p.m	第2回、調査項目設定についての打ち合せ会 「調査表」及び「調査項目の手引き」の原案作成、印刷に入れる	"
7月6日(火) 5:30~ 8:00p.m	調査協力学生に対するオリエンテーション 出席者:主任研究員・研究員2名及び日女大学生8人、YWCA学院学生4人(以下調査員とする。)	日女大
9日(金) 13日(火)	① 研究員、調査員日程表、② 名簿 ③ 調査依頼状 ④ 予算の作成	"
14日(水)	調査表校正	
16日(金) 10:30~11:30am	集計方法についての打ち合せ	厚生省

日 付	事 項	場 所
19日(月) 2:40p・m	<p>研究員間で出発前の準備及び健康認識調査実施上の打ち合せ。</p> <p>調査表印刷受取る</p>	
21日(水) 10:30a・m  4:30p・m	<p>研究員及び学生・静岡県庁ロビー集合</p> <p>打ち合せ会</p> <p>出席：静岡県庁(2名), 厚生省(2名), 天竜厚生会(2名) 研究員(3名), 学生(6名)</p> <p>日程について, 調査目的の説明</p> <p>天竜厚生会についての説明</p> <p>県庁よりマイクロバスにて天竜厚生会に到着。即刻調査実施のため, 施設職員との打ち合せ会を持つ。</p>	
7月22日(木) 23日(金)	<p>他計方式により調査実施</p> <p>研究員は, 個人面接方式により健康認識調査を実施。</p>	
24日(土) 8:30~ 9:30a・m	<p>施設職員と, 研究員・調査員で現地調査終了後の検討会を行う。終了後, 奈良・福井への2調査班に分れて, 天竜厚生会を出発。</p>	
5:00p・m	<p>第1班</p> <p>奈良県立菅原園に到着</p>	
7:00~ 8:30p・m	<p>県庁職員・施設職員(14名)・研究員・調査員との調査主旨の説明及び打ち合せ会</p>	
7:00p・m 7:00~ 10:30p・m	<p>第2班</p> <p>福井県の社会福祉法人光道園に到着</p> <p>県庁職員・施設職員(13名) 研究員・調査員との打ち合せ会 打ち合せ後, 施設内見学</p>	
25日(日) 26日(月)	<p>研究員は第1・2班とも個人面接方式により健康認識調査を実施。第1班は自計方式, 第2班は他計方式により調査を実施。第2班は, 昼食後職員との協議会をもつ。</p>	
27日(火)	<p>第1班は反省会の後, 第2班は業務終了後, 施設の見送りを受けて解散</p>	

日 時	事 項	場 所
31日(土)	調査終了に伴う事務処理	日女大
8月 4日(休)	3施設より研究員宅へ記入済調査表届く	
9日(月)	記入された調査表の点検、補完を研究員が行ない、項目の整理と調整をし、調査員に発送	
9月 1日(休)	統一された基準で施設別・項目別・職種別の集計を行なうため、記入集計基礎表を準備作成する。	日女大
3日(金)	全員(研究員及び調査員)集合して、各施設別調査時	日女大
4日(土)	状況報告後、施設別小集計にとりかかる。	ゼミ室
9:00 a.m.	① 集計基礎表に数字を入れる。	
5:00 p.m.	② 図表作成 職種別1日1人当りの仕事量 項目別1週間入所者1人当りの仕事量 項目別1日職員1人当りの仕事量	
13日(月)	調査員①②について各施設別に小集計の表をまとめて研究員に提出	日女大
14日(火)	研究員は提出された施設別小集計の点検及び統合	日女大
20日(月)		
9月21日(火)	健康認識調査の集計基礎表及び作業量施設別比較表作成	日女大
9月22日(休)		
10月 1日(金)	健康認識調査集計	
10月 4日(月)	研究員により点検され、まとめの段階に至った集計結果の諸図表を中心として、厚生省職員、研究員との検討会を行なう。	日女大
7日(木)	中間報告書作成の打合せ(露口氏・小島)	日女大
10月末日	中間報告の完成	
11月1日～ 11月末日	研究員・中間報告の吟味と最終報告作成への準備	
12月 1日(休)	静岡県庁職員の柴氏来訪	日女大
12月 1日(休)		
1月31日(月)	最終報告書報筆	
昭和47年3月	報告書完成	

## Ⅱ 対象施設の概況

### 1. 日本の重度身体障害者更生施設

『社会福祉六法』によれば、重度身体障害者更生援護施設とは次のように規定されている重度者のための、リハビリテーション施設である。

#### 重度身体障害者更生援護施設設置運営要綱

##### 1 設置の目的

重度身体障害者更生援護施設は、重度の身体障害者を収容し、その更生に必要な治療及び訓練を行なうものであること。

##### 2 設置主体

都道府県及び指定都市とすること

##### 3 入所対象者

入所者は、身体障害者更生援護施設基準（以下「施設基準」という。）に該当する者で、次の要件を充すものを主たる対象とすること

職業的更生は困難であるが、少なくとも、自助動作の機能が回復する可能性があると判定される者であること。

##### 4 収容定員

施設の収容定員は50名以上とすること。

##### 5 入所期間

入所期間は、おおむね5年以内とし、入所者各人に対する指導計画によって適宜決定するものであること。

##### 6 入所者の処遇

入所者の処遇にあたっては、施設基準（「職業的更生」の部分を除く。）に準じて取扱うものであるが、重度の身体障害者の特性にかんがみ、次の点に留意すること。

なお、いわゆる職業的更生についても、入所者各人の特性及び必要に応じ、施設基準のうち「職業的更生」の趣旨に沿って指導を行なうことは差し支えないこと。

(1) 2次的変形をまねくことのないよう、その予防措置につとめるとともに、各人の残存機能を最大限に育成助長するための訓練をしなければならないこと。

(2) 義肢装具の装用とともに各人の必要に応じた自助用具等を積極的に使用させ、自力によ

る日常生活が可能になるよう指導すること。

- (3) 常時就床している者に対しても効果的な各種療法を実施すること。
- (4) 入所者は障害に起因する社会的、心理的不適応の傾向が著しく、また行動範囲も極めて制限される結果、自閉的、かつ消極的になりがちであるので、更生の動機づけについては十分配慮されなければならないこと。
- (5) 肢体不自由とそれ以外の重度障害を有する重複障害者に対しては、その障害の種類に応じ、必要な指導を行なうこと。

#### 7 立地条件並びに建物の規模、構造及び設備

立地条件並びに建物の規模、構造及び設備については、施設基準に準ずるほか、次の各号によること。

- (1) 施設の構造設備は、重度の身体障害者の特性に合致するよう工夫され、特に身の廻りの用を足すために便利なものとしなければならないこと。
- (2) 建物の構造は、平家建の場合であっても耐火構造としなければならないこと。
- (3) 教養娯楽にあてるための集会室を必置とすること。
- (4) 居室については、1人当りの効面積 6.6 m<sup>2</sup>以上とし、寝具は原則としてベット式とすること。
- (5) 入所者が使用する廊下の幅員は 2.2 m以上とすること。

#### 8 職員

- (1) 施設の職員は施設基準（「職能判定員」及び「職業指導員」を除く。）によるほか、次の職員をおかななければならないこと。ただし、医師は専任とすること。

1 保健婦（看護婦でもよい。） 2 栄養士 3 介護員

- (2) 職員数は、収容定員 100 名として、次によること。

施設長	1名	作業療法指導員	2名
事務員	2名	保健婦	5名
生活指導員	4名	栄養士	1名
医師	1名	介護員	5名
心理判定員	1名	雇用人	4名
運動療法指導員	2名	計	28名

#### 9 管理規定及び帳簿

管理規定及び帳簿は、施設基準によること。

リハビリテーション施設としての重度更生施設は、1971年現在20ヶ所あるとされているが、この中から重度者のリハビリテーションよりはむしろ療護に重点を置く療護施設が、更生施設を母体として派生して来るものと考えられる。

重度身体障害者更生援護施設

施設の名 称	所 在 地	電 話 番 号	訓 練 科 目
北海道立重度身体障害者 更生指導所	美唄市茶志内187	01226 2822	印刻, 木彫, 洋裁, 謄写筆耕, 編物, 和裁, ホームスパン
北海道リハビリテーショ ンセンター	白老郡白老町字竹 浦133	014485 2611	機能回復訓練
緑成ハイム	岩見沢市緑ガ丘 249	01262 (3) 1111	機能回復訓練 機能回復訓練
宮城県拓杏園	仙台市南小泉 4-3-1	0222 (86) 3222	機能回復訓練として洋裁編物, 音楽絵画
茨城県リハビリテーショ ンセンター	西茨城郡友部町 6528の2	02967 (7) 0626	理学療法, 日常生活動作訓練
栃木県氏家更生園	塩谷郡氏家町大字 押上	0286 (82) 3131	機能訓練, 作業療法, 理学療法, 言語療法, 学習指導
東京都府中療育センター	府中市武蔵台 2-9-2	0425 (72) 4101	P.T. O.T. S.T
神奈川県立さがみ緑風園	相模原市高根 1-5-36	0427 (52) 9501	機能回復訓練 (PTOTACL) 言語療法
重度神奈川後保護施設	横須賀市吉倉1丁 目無番地	0468 (22) 2824	電気, 印刷, 洋裁, 和裁, 編物 写真
福井県美山荘	足羽郡美山町市波 54号25番地	(077976) 115	機能回復訓練, 日常生活訓練
社会福祉法人光道園ライ ブトレーニングセンター	福井県鯖江市石田 上町21	6778 (62) 1234	機能回復訓練, 生活指導
長野県身体障害者福祉 センター	長野市大字下駒沢 横丁563	0262 (26) 3953	洋服, 編物, 和裁, タイプ, 時計 テレビラジオ, 義肢
厚生寮	天竜市渡ヶ島 217-3	05992 (5) 6231	機能回復訓練
愛知県重度身体障害者セ ンター希全寮		0532 (03) 0062	機能回復訓練, 洋裁, 和裁, 手芸 タイプ, 筆耕, 時計, 編物
奈良県立菅原園	奈良市中町	0742 (44) 1810	運動訓練, 理学療法
琴の浦リハビリテーショ ンセンター	和歌山市毛見馬瀬 1451-2	0734 (44) 3141	理学療法, 作業療法
岡山県立岡南荘	岡山市田中576	0862 (41) 3334	木工, 金工, 工, 彫刻, ラジオ 園芸, 事務, 製図, 手芸編物
広島県立あけぼの寮	広島県賀茂郡西条 町田口314	08242 (2) 2218	木工, 金工, 石工, 彫刻, 陶器 手芸, あみもの, 洋和裁
国立伊東重度障害者 センター	伊東市鎌田222	0557 (37) 1308	印刷, 電機, 時計, 筆耕, 和裁 洋裁, 靴, 手芸, 編物
国立別府重度障害者 センター	別府市装園町4組	0977 (2) 0181	ラジオ, 時計, 洋裁, 編物, 紙箱

## 2 調査対象施設の現況

将来の療護施設の母胎とも云える更生施設の営みを明らかにし、その中でいかなる療護が行なわれているかを見るために、調査研究員は各施設毎の概要を把握することから始めた。

昭和46年7月現在

<A>

施設名	厚生寮		所在地	静岡県天竜市渡ヶ島217の3		
設置主体	社会福祉法人 天竜厚生会	経営 主体	社会福祉法人 天竜厚生会	事業開始年月日	昭 45・6・1	
				※ 指定年月日	昭 45・6・1	
収容定員	100人	現 員	男59人女47人 計 106人	敷 地	8250 m <sup>2</sup>	建物の 構 造 鉄筋コンクリート 平家建
建 坪	2,640 m <sup>2</sup>	建 物 延面積	2 m <sup>2</sup>	収容定員1人当 建物延面積	26 m <sup>2</sup>	

「厚生寮」は、昭和45年6月、県および隣接市町村の補助金により社会福祉法人天竜厚生会が設置したものである。当初定員25名で開設されたが、その後2度の増築により昭和46年6月定員100名に至った。当厚生会は、昭和25年結核患者のアフターケア施設として出発し、以来20年にわたり、特に重度の障害者の総合施設として拡大してきた。今日では、同敷地内に対象施設の外、特別養護老人ホーム、重度精薄児施設、重度精薄者更生施設、救護施設があり、富士宮市に特別養護老人ホーム、法北市に保育園3を開設し、その規模は、収容者750名、職員200名を数えるに至っている。上記の施設運営を円滑にするため総合事務所、診療所、厨房、洗濯場、養豚場、職員宿舍を備え、今後更に事業拡大発展の途上にある。

本施設の特徴をあげると

1. 総合管理の体制が出来ている為、職種別仕事内容の分化、合理化がされている。
2. 隣接地に、医療機関として国立療養所を控え、緊急事態にそなえられる。
3. 当地は、京浜工業地帯の延長上の地点であることから、専門職種以外の従事者（寮母、雇用人 e t c.）は、不況、倒産の波をかぶって流れてきた女子中高年令層労働力としての30～50代主婦が、施設に定着してきている。

など、があげられる。

日 課

- 5:00 起床台図及び介助 着がえ, はみがき, 洗面
- 6:00 食事指導 食膳かたづけ 投薬 排泄
- 8:00 夜勤記録記載
- 8:30 点呼, ラジオ体操
- 8:45 朝打合せ会
- 9:00 作業(廊下・便所)等  
入浴介助, 寝風呂介助, レクリエーション(土曜日)
- 10:00 職員休憩(15分)
- 11:00 食事指導, 食膳かたづけ, 投薬
- 11:30 排泄指導
- 12:00 職員食事
- 13:00 機能訓練 …… 入浴  
寝風呂 …… 歩行訓練  
作業
- 14:50 作業かたづけ
- 15:00 休息余暇指導 休息(15分)
- 16:00 食事指導 …… 介助
- 16:30 排泄指導 …… 介助
- 17:00 余暇指導, 就寝準備
- 21:00 消灯

<B>

施設名	奈良県立菅原園		所在地	奈良市中町3番地		
設置主体	奈良県	経営主体	社会福祉法人 大倭安宿	事業開始年月日	昭 46・1・1	
				※ 指定年月日	昭 46・1・1	
収容定員	50人	現 員	男16女9人 計 25人	敷 地	380472 m <sup>2</sup>	建物の 構造 鉄筋コンクリー ト造 平家建
建 坪	136723 m <sup>2</sup>	建 物 延面積	136723 m <sup>2</sup>	収容定員1人 当建物延面積	3734 m <sup>2</sup>	

「菅原園」は、昭和46年1月、設置主体奈良県、経営主体社会福祉法人大倭安宿苑により設置された。法人は、その他救護施設、特別養護老人ホームを経営している。これらの施設を囲む一帯は、大倭教団の宗教活動である共同社会が営まれ、施設に働く人々の過半数は教団員である。

「菅原園」開設直後、昭和46年2～3月職員の過労により入所者への介護に欠ける状況が生じた。そのため、県に人員増加を申し入れ現在県負担2名、救護施設職員1名をこれにあて運営している。

開設後半年で調査を行なったので、入所定員に充たない状態であり、現在12名の施設職員が最重度者25名の援護に当たっている。しかし将来は、職員数はこのままで、対象者の側のみ定員の50名に増加されることとなり、現在よりは凡そ2倍の労働量が、近き将来に予側されている。

## 日 課

5:00	排泄介助
6:30	配膳
7:00～8:00	朝食(居室)
8:30	夜勤者より引き継ぎ
8:40	施設内掃除
	排泄介助・おむつ交換
9:10～11:20	機能訓練
9:40	洗濯及び入浴準備
11:20	昼食
12:10	排泄介助
12:50	職員の昼食及び休憩
13:30～15:00	機能訓練
13:00～15:30	入浴
15:30	洗濯物整理
16:00	排泄介助
17:00	夕食
18:00	夜勤者への引き継ぎ
18:10	職員の夕食
19:00	収容者との話し合い
20:30	排泄介助
22:00	生活記録の整理

<C>

施設名	社会福祉法人 光道園ライフトレーニングセンター			所在地	福井県鯖江市石田上町21		
設置主体	社会福祉法人 光道園		経営主体	社会福祉法人 光道園	事業開始年月日	昭 45・4・1	
					※ 指定年月日	昭 45・4・1	
収容定員	110人	現員	男56人 女44人 計 100人	敷地	1,250 <sup>m<sup>2</sup></sup>	建物の構造	鉄筋コンクリート造
建坪	1,688.29 <sup>m<sup>2</sup></sup>	建物延面積	2,638.8 <sup>m<sup>2</sup></sup>	収容定員1人 当り物延面積	23.99 <sup>m<sup>2</sup></sup>		平家建1棟 526.02 <sup>m<sup>2</sup></sup> 2階建1棟 691.54 <sup>m<sup>2</sup></sup> 3階建1棟 993.6 <sup>m<sup>2</sup></sup> 厨房及び渡下1棟 427.71 <sup>m<sup>2</sup></sup>

福井県鯖江市にある光道園は、昭和32年に身体障害者の更生施設として、主に盲人のために設立された社会福祉法人であり、現在、重度身体障害者更生援護施設「ライフ・トレーニングセンター」、重度身体障害者収容援産施設「ライトセンター」及び、身体障害者収容援産施設「光成センター」から成り立っている総合的な身体障害者福祉施設である。

「ライフ・トレーニングセンター」の中には、今回の調査の対象となった重度肢体不自由者のための機能訓練部門である「ローンホーム（収容者35名・職員16名）」をはじめ、盲精薄及び重度肢体不自由者のための厚生援護部門である「スターホーム（収容者50名・職員11名）」盲ろう啞及び重複障害者のための教育指導部門である「ヘレンホーム（収容者15名・職員10名）」とがある。

この施設の方針として、盲人の更生対策の体系化の未確立性にかんがみ、盲人の特殊性を尊重しつつ、盲人が人間として生活し、更に働く場を得るまでに指導訓練を動的に展開することを強調している。

日 課

6:00	起床
7:00～8:00	朝食
9:00～11:00	訓練及び指導
11:40～13:00	昼食
13:00～14:00	寮生自習（職員研修）
14:00～16:00	訓練及び作業
16:30～17:30	夕食

18:00～20:00 自由時間

20:00 就床

21:00 消灯

3. 三施設の状況

(1) 現在の職員配置

区分	施設長	事務員	生活指導員	職業指導員	心理判定員	職能判定員	理学療法士	作業療法士	マナーシスター	医師	看護婦	寮母	栄養士	雇用人		ボーイ・技師	合計	入所者数	
														調理員	その他				
現 員 (人)	専任	A	1	2	6	1				2	2	25	1	5	2		47		
		B			2				無 1		1	1	4	1	2			12	
		C	1	2	9			有 2	②		1	4	24	1	2	1		47	
	兼任	A																	
		B	1																
		C																	
	計	A	1	2	6	1					2	2	25	1	5	2		47	106
		B	1		2				無 2		1	1	4	1	2			13	25
		C	1	2	9			有 2			1	4	24	1	2	1		47	① 35

<注>

① 「光道園(C)」の職員合計数47名の中には、直接調査の対象からはずれるところの厚生授護部門と教育指導部門とが含まれての数である。

② 表中の「有」「無」は資格の有りとなしを意味する。

## (2) 入所者の状況

表1 等級別内訳

施設 \ 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級級	6 級	その他	計
A	人 40	人 51	人 11	人 —	人 3	人 1	人 —	人 106
B	20	4	1	—	—	—	—	25
C	15	17	3	—	—	—	—	35
合計	75	72	15	—	3	1	—	166
%	45.2	43.3	9.1	—	1.8	0.7	—	100

表2 年齢別内訳

施設 \ 才	才 ~17	才 18~19	才 20~25	才 26~30	才 31~40	才 41~64	才 65~	計
A	1人	10人	22人	12人	27人	34人	0人	106人
B	2	2	1	4	11	5	—	25
C	1	2	9	3	12	8	—	35
合計	4	14	32	19	50	47	—	166
%	2.4	8.4	19.3	11.4	30.2	28.3	—	100

表3 主たる障害の原因

施設 \ 種類	交通 事故	労働 災害	その 他の 事故	戦 傷 戦 病	先 天 異 常	感 染 症	中 毒 性 疾 患	乳 児 期 異 常	幼 児 期 異 常	後 天 異 常	そ の 他	計
A	人 3	人 2	人 —	人 —	人 31	人 —	人 1	人 19	人 22	人 28	人 —	人 106
B	—	1	—	—	13	1	—	—	—	—	—	25
C	—	—	1	—	23	8	—	—	—	—	3	35
合計	3	3	1	—	67	19	1	19	—	28	3	166
%	1.8	1.8	0.7	—	40.3	11.4	0.7	11.4	16.9	16.9	1.8	100

表 4 主な病名

施設	病名	脳性マヒ	脊随性マヒ	脊随損傷	進行性筋萎縮症	脳血管障害	炎症性関節疾患	リウマチ性疾患	中耳性疾患	内耳性疾患	角膜疾患	水晶体疾患	網脈絡膜疾患	神経系疾患	股関節脱臼	不随意運動症	頸部損傷	脳膜炎後遺症	日本脳炎後遺症	頭部外傷後遺症	脳血栓症	全身症マヒ	水俣病(疑い)	後遺症	パーキンソン氏病	脳腫瘍後遺症	その他	計
		A	57	5	3	4	8	9	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	3	2	2	1	1	1	1	1	3
B	13	6	1	2	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	25	
C	22	3	1	3	-	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	1	-	35	
合計	92	14	5	9	8	14	-	1	-	1	1	1	1	1	1	4	3	2	2	1	1	1	2	1	3	166		
%	55.2	8.4	3.0	5.2	4.7	7.8	-	0.7	-	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	2.3	1.8	1.2	1.2	0.7	0.7	0.7	1.2	0.7	1.8	100		

表 5. 主たる障害の種類別人員

施設	種類	上肢切断機能障害	下肢切断機能障害	体幹機能障害	四肢・体幹	片マヒ	両下肢体幹	四肢	盲・四肢	ろう・四肢	盲・ろう	盲・精薄	ろう・精薄	盲・肢・体・精薄	両下肢マヒ	両下肢上肢片マヒ	盲・左人指切断	全身麻痺	全身関節剛直	その他	計
		A	1	1	1	14	23	26	1	1	1	1	1	1	1	25	8	1	-	-	9
B	-	-	-	22	-	1	-	1	1	-	-	-	-	25	-	-	-	-	-	-	25
C	-	-	-	6	1	3	19	1	-	-	-	-	-	-	-	-	2	1	-	35	
合計				42	24	4	45	2	1					25	8	7	2	1	9	166	
%				25.7	14.8	2.3	27.3	1.2	0.7					15.1	4.7	0.7	1.2	0.7	5.2	100	

表6 入所前の状況

施設の別	所在の別	他の身障施設	他の社会福祉施設	病院・診療所	居宅	その他	計					
A	人	4	人	21	人	11	人	70	人	1	人	106
B	—	—	7	—	18	—	25	—	—	—	—	25
C	2	—	4	3	21	5	35	—	—	—	—	35
合計	6	—	32	14	109	5	166	—	—	—	—	166
%	3.6	—	19.3	8.4	65.7	3.0	100	—	—	—	—	100

表7 社会保険の加入等状況

施設の別	保険・年金	健康保険				年金の受給																		
		健康保険	国民健康保険	その他の健康保険	健康保険未加入	計	障害福祉年金	国民年金の拠出制	厚生の障害年金	船員年金	労働年金	労災保険	その他による障害年金	計										
A	人	23	人	39	人	1	人	43	人	106	人	47	人	3	3	4	人	1	人	2	人	1	人	56
B	1	—	13	—	—	14	19	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	20
C	6	—	17	2	10	35	26	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	30
合計						155																		106
						全数に対する比率																		63.8%

表8 補装具等の状況

補装具の種類 所有状況	施設	補聴器	義肢		装具	車いす	松葉づえ	その他のつえ	その他 の装具	補助用 具以外 の補装具
			上肢	下肢						
所有している	A	—	—	2	—	31	3	1	3	—
	B	1	—	—	—	10	1	—	—	—
	C	—	—	—	2	28	—	—	—	—
所有して いないが 必要	A	1	—	—	—	11	—	3	—	—
	B	—	—	—	—	8	—	—	—	—
	C	—	—	—	—	5	—	—	1	4
所有が 必要なし	A	105	106	104	106	64	105	102	103	106
	B	24	25	25	25	7	24	25	25	25
	C	35	35	35	33	2	—	—	34	31

表9 食費公費負担の状況(人)

施設の別	費用負担状況 公費負担者	左のうち被保険者再掲	自己負担者	計
A	96	( )	10	106
B	22	(7)	3	25
C	29	(9)	6	35
合計	147	(16)	19	166
%	88.6	(10.9)	11.4	100

表10 日常生活介護の状況

M.C.

区分	区分	ね る	ベ ット で お き あ が る	は う	主な移動方法								つ か ま り 立 つ	階 段 の 昇 降	つ ま む	に ま む	食 事	排 便				手 紙 を 読 む	手 紙 を 書 く	会 話	整 容										衣 類 着 脱				
					歩 ス	車 イ 等	そ の 計	そ の 計	使 用	携 帯 便 器	お し め 他	そ の 計						歯 を み が く	顔 を 洗 う	化 粧 ・ ひ げ そ り	タ オル を し ぼ る				体 を 洗 う	浴 入 れ	そ 入 れ	う な い	う な い	つ め を 切 る	鼻 汁 を か む	か ぶ り シ ャ ツ の 着 脱	下 ば き ズ ボ ン 又 は	ス カ ー ト の 着 脱	下 衣 を 着 る	ボ タ ン を は め る	く つ 下 を は く		
自分で できる	A	81	72	59	24	19	0	12	45	48	24	81	81	22	36	0	1	0	36	50	34	51	64	48	49	29	17	63	63	27	55	34	30	36	36	37			
	B	5	5	2										1						7	3	8																	
	C	22	23	21	1	2				6		2	6	7	10				10	6	5	10	11	13	9	4	3	5		5	12	15	8	5	12	7	6		
なんとか自 分でできる	A	7	3	1	12	2	0	1	25	13	16	7	5	15	10	0	0	0	10	1	4	20	4	9	6	10	4			3	13	10	16	8	10	7			
	B	6	6	1	2				2	4		10	10	11	4				4	2	4	4	8	8	1						4	6	6	6	6	4			
	C	8	6	6	3	3			6	3		10	9	13	3	1			4	2	3	11	13	10	11	7	8	7	7	7	4	6	12	10	5	4			
一部他の 介助必要	A	5	4	9	1	8	1	0	10	4	6	2	1	44	10	6	2	0	18	0	2	16	6	13	0	10	19			12	4	8	4	8	3	3			
	B	3	3	4	2	3			5	3		7	8	9		16			16		1	8	6	4	1	4	2	2		6	7	5	3	3	4				
	C	3	3	3	2	8			10	7	4	9	12	12	12				12	8	8	7	7	6	8	13	14	10	10		11	8	6	14	7				
全面 介助必要	A	3	27	45	5	5	19	7	36	44	60	16	19	25	12	14	16	0	42	55	66	19	32	36	51	57	66		43	43	64	34	54	56	54	57	59		
	B	1	11	15		11	7		18	18	25	8	7	4			5		5	16	17	5	11	13	23	21	25		23	23	25	15	12	14	14	16	17		
	C	2	3	5	2	12	2		16	19	31	14	8	3	7		2		19	19	7	4	6	7	11	10	13		13	16	16	10	10	10	9	18			

表11 <日常生活介護の状況>の中で全面介助必要者数とその割合

M. C.

項 目	施設名 人数及び%	A		B		C	
		合 計	106名中 の%	合 計	25名中 の%	合 計	35名中 の%
ねがえり		13	12	1	4	2	6
ベットでおきあがる		27	25	11	44	3	9
はう		45	42	15	60	5	14
主 な 移 動 方 法	歩く	5	05			2	6
	車いす	5	05	11	44	12	34
	ストレッチャー等	19	18	7	28	2	6
	その他	7	07				
	(計)	(36)	(34)	(18)	(72)	(16)	(46)
つかまり立つ		44	41	18	72	19	54
階段の昇降		60	57	25	100	31	89
つまむ		16	15	8	32	14	40
にぎる		19	18	7	28	8	23
食事		25	24	4	16	3	9
排 便	便所	12	11			7	20
	携帯便器	14	13				
	おしめ	16	15	5	20	2	6
	その他	0					
	(計)	(42)	40	(5)	(20)	(9)	(26)
手紙を読む		55	52	16	64	19	54
手紙を書く		66	62	17	68	19	54
会話		19	18	5	20	7	20
整	歯をみがく	32	30	11	44	4	11
	顔を洗う	36	34	13	52	6	17
	化粧・ひげそり	51	48	23	92	7	20
	タオルをしぼる	57	54	21	84	11	31
	体を洗う	66	62	25	100	10	29
容	浴					13	37
	そ						
	う	43	41	23	92		
	(計)	(43)	(41)	(23)	(92)	(13)	(37)
つめを切る		64	60	25	100	16	46
鼻汁をかむ		34	32	15	60	16	46
衣 類 着 脱	かぶりシャツの着脱	54	51	12	48	10	29
	下ばき・スボン又はスカートの着脱	56	53	14	56	10	29
	上衣を着る	54	51	16	64	7	20
	ボタンをはめる	57	54	16	64	9	26
	くつ下をはく	59	56	17	68	18	51

### Ⅲ 調査の集計結果

次にあげる職員定員基準表にても明らかなように、重度身体障害者更生施設には、事務管理系、訓練系、介護系の職員の配置がみられる。更生施設においては、リハビリテーション訓練が本命であるため、いわゆる介護の任にあたる寮母や介護人（雇用人）のウエイトは決して高いとは云えない。

しかし、対象者が重度化すればするほどリハビリテーション訓練と生活介護の作業との比は逆転するものであるので、本調査においては特に、対象重度化のあおりに直接に立ち向って、事態を処理している重度者をかかえる更生施設の寮母を中心とする介護者の動きに焦点をあてて調査しているのである。現状の数字は、あくまで重度者のためのリハビリテーション志向施設のものであるので、介護志向施設での基準職員数には現状に照し、相当の修正が加えられねばならない。

表 1 2 身体障害者更生援護施設職員定員基準

		基 準 職 員 数													合 計		
		施 設 長	事 務 員	指 導 員	医 師	心 理 判 定 員	運 動 療 法 士	作 業 療 法 士	保 健 婦	栄 養 士	介 護 員	夜 勤 職 員		雇 用 人 (甲)		雇 用 人 (乙)	
												行 一	行 二	行 一			行 二
4-7	4-4	5-6	6-5	3-5	6	—	5	3-9	4-4	6	—	2	5	—	8	(A)	
重 度 更 生	50人以下			1	1	2	1	1	1	1	2	1	4	1	1	1	18
	51～75		1		1	3	1	1	1	3	1	7	1	2	1	24	
	76以上		1		2	4	1	1	2	2	5	1	9	2	2	34	
	小 計																

参考資料：社更第61号、厚生省社会局長発「昭和46年度身体障害者保護費補助金の国庫負担及び国庫補助について」より抜粋

本基準を文字通り理解すれば、介護人と対象者との比は凡そ1：9～10ということになる。完全他者介護依存の重度者が増加して来れば、この基準は明らかに不適切であると考えられる。以下は、現行基準よっての作業量のきびしい内実であろう。

#### 1. 各施設寮母の項目別作業量（一週間）

A 介護

表13 施設別、寮母の介護の職務内容と所要時間（及び総所要時間に対する割合）

項目	施設別 職種	厚生寮		菅原園		光道園		三施設平 均の%
		寮母(%)	その他職員	寮母(%)	その他職員	寮母(%)	その他職員	
衣類交換 a-1		1.002分	0分	350分	140分	368分	109分	
おむつ交換 2		4,188 (8.4)	0	1120 (1.0)	150	334 (3.7)	30	7.4
居室排泄 3		3,006 (6.0)	0	1,325 (11.9)	385	240 (2.6)	217	6.8
トイレ介助 4		2,778 (5.6)	25	45 (0.4)	85	1,437 (15.8)	706	7.3
トイレ介助監視 5		442	0	40	25	255	343	
汚物処理 6		1,914 (3.8)	0	175 (1.6)	110	141 (1.6)	66	2.3
ベット上の洗面介助 7		393	0	150	100	29	0	
洗面所の介助 8		623	20	210	55	116	172	
摂食介助 9		9,612 (19.2)	362	1,325 (11.9)	650	1,456 (1.6)	903	15.7
摂食後始末 10		4,041 (8.1)	223	570 (5.1)	155	1,245 (13.7)	600	9.0
車椅子移動 11		339 (0.7)	207	745 (6.7)	405	370 (4.0)	302	3.8
歩行介護 12		187	50	30	70	233	272	
ストレッチャー移動 13		98	0	75	0	0	8	
入浴準備 14		863	50	90	50	182	64	
入浴介護 15		4,485 (9.0)	575	485 (4.4)	570	980 (10.8)	422	8.1
入浴監視 16		275	0	165	60	125	153	

入浴後始末	17	743		60	175		50	172		170	
体の清拭	18	42		0	178		20	113		22	
リネン(寝具等)の交換	19	314	(0.6)	0	412	(3.7)	65	57	(0.6)	12	1.6
私用の代行	20	325		190	15		160	40		300	
身辺の整理・整頓	21	1,929	(3.9)	0	190	(1.7)	10	226	(2.5)	388	2.7
整容動作介助	22	60		0	20		0	150		80	
通信介助	23	10		160	45		10	52		50	
施設外への付添介助	24	166		855	0		0	30		457	
間食介助	25	376		25	40		255	10		40	
就寝準備	26	1,169	(2.3)	0	130	(1.2)	120	329	(3.6)	142	2.4
体位交換	27	1,451		20	210		145	137		83	
日光浴介助	28	135		0	50		0	10		55	
介護引継	29	2,409	(4.8)	410	310	(2.8)	115	317	(3.5)	268	3.7
夜間見まわり	30	1,405		0	475		270	132		383	
介護事務	31	809	(1.6)	680	1,650	(1.49)	190	126	(1.4)	452	6.0
その他	32	2,624	(5.2)	150	350	(3.2)	50	82	(0.9)	156	3.1
計		48,213		4,062	11,150		4,470	9,494		7,425	

寮母の本務とされている介護については、各施設とも食事（約25%）、排泄（約21%）、及び入浴（約10%）が主な寮母の労働となっている。これをみても、生活の最も基本的なニーズを充すことに寮母の勤務の主力が注がれており、重度者援護はリハビリテーションどころではなく、まさに「療護」にあるということが知られよう。

B 生活指導（表14）寮母による生活指導内容と時間

作業内容	施設名		
	厚生寮	菅原園	光道園
面接 D-1	345	—	100
教養学習指導 2	275	—	337
娯楽余暇利用指導 3	620	40	205
見まわり 4	115	320	75
避難訓練 5	—	—	0
作業指導 6	36	—	2167
生活指導事務 7	—	—	0
その他	1440	55	1829
計	2881	415	4713

C 衣類・寝具等の整備（表15）

ぬう C-1	30	70	393
保管・支給・配達 2	586	255	119
その他 3	30	135	53
計	646	460	565

D 洗濯（表16）

洗う D-1	597	455	1515
ほす 2	894	325	301
とり込む 3	419	180	461
たたむ 4	4080	410	841
その他 5	455	45	292
計	6445	1415	3410

D 掃除 (表17)

項目 \ 施設の別	厚生寮	管原園	光道園
	寮 母	寮 母	寮 母
入所者利用区域 E-1	4 8 1 0	1 2 2 0	4 7 1
職員利用区域 2	1 1 5	2 5	1 3 4
共用区域 3	5 6 5	—	3 7 0
その他 4	1 0 0	1 0	1 0
計	5 5 9 0	1 2 5 5	9 8 5

F 給食 (表18)

材料購入管理 F-1	6 0	—	0
調理 2	—	—	0
盛付 3	—	2 0	1 1 0
膳拭・配膳 4	5 5 5	1 0 5	2 6 0
食器回収 洗い, 消毒 5	2 1 0	1 2 5	3 4 5
献立作成 カロリー計算 6	3 0	—	4 5
給食事務 7	—	—	0
その他 8	—	—	2 5
計	8 5 5	2 5 0	7 8 5

G 保健・衛生 (表19)

整髪 G-1	—	1 4 0	—
整容 2	4 9 3	1 5 5	3 0
ふとん干 3	7 5	2 5	2 0
定期身体検査 4	—	—	—
服薬介助 5	4 3 8	2 5	3 8
消毒 6	4 0	6 5	—
保健・衛生事務 7	—	—	—
その他 8	9 5	1 8 5	1 1 5
計	1 1 4 1	5 9 5	1 0 3

h. 医 療 (表20)

項 目	施 設 名	厚 生 寮 (寮 母)	菅 原 園 (寮 母)	光 道 園 (寮 母)
保 健 衛 生 指 導	h-1	5	—	—
診 療 調 剤	2	—	—	—
診 療 調 剤 補 助	3	370	25	34
材 料 整 備	4	—	15	—
検 温・血 圧 測 定	5	56	5	—
機 能 訓 練	6	10	—	1,078
事 務	7	10	—	—
そ の 他	8	60	135	183
計		511	180	1,295

i. そ の 他 (表21)

会 議 研 修	i-1	75	1,385	3,549
私 用	2	145	230	531
休 憩	3	10,291	1,380	2,966
拘束中での待機	4	8,210	4,575	3,788
事 務	5	—	—	273
そ の 他	6	507	70	280
計		19,228	7,640	11,387

2. 各施設寮母の総作業時間

表 2 2 施設別全寮母の 1 週間の作業量

施設 の 別	介護 (別紙作業量調査表項目 A)					洗 濯 (D)	掃 除 (E)	そ の 他 (B,C及びF~I)	合 計
	摂食介助	入浴介助	排便介助	その他	小 計				
	A-9	a-13-18	a-2~6						
	分	分	分	分	分	分	分	分	
厚生寮(A)	9.612	6.506	12.328	19.767	48.213	6.445	5.590	25.212	85.460
菅原園(B)	1.325	1.168	2.705	5.952	11.150	1.415	1.255	9.540	23.360
光道園(C)	1.456	1.572	2.407	4.059	9.494	3.410	9.85	18.848	32.737

表 2 3 施設別寮母の 1 週間総作業量の割合

項目	施設の別 総時間数 時間	A		B		C		備 考 割合(%)の平均
		所要総 時間(分)	%	所要総 時間(分)	%	所要総 時間(分)	%	
		8 5.4 6 0		2 3.3 6 0		3 2.7 3 7		
a, 介 護		48.213	56.4	11.150	47.7	9.494	29.0	44.4
b, 生 活 指 導		28.31	3.3	4.15	1.8	4.713	14.4	6.5
c, 衣類・寝具等の整備		6.46	0.8	4.60	2.0	5.65	1.7	1.4
d, 洗 濯		6.445	7.5	1.415	6.1	3.410	10.4	8.0
e, 掃 除		5.590	6.5	1.255	5.3	9.85	3.1	5.0
f, 給 食		8.55	1.0	2.50	1.1	7.85	2.4	1.5
g, 保 健 ・ 衛 生		1.141	1.3	5.95	2.5	1.03	0.3	1.4
h, 医 療		5.11	0.7	1.80	0.8	1.295	3.9	1.8
i, そ の 他		19.228	22.5	7.640	32.7	11.387	34.8	30.0
合 計		85.460	100.0	23.360	100.0	32.737	100.0	100.0

寮母の 9 項目に大別される作業項目についていえば、介護 (44.4%) に主力が注がれていることは言うまでもないが、その他にも寮母には、洗濯 (8.0%)、掃除 (5.0%) のような体力を要する作業でしかも雇用人でもできるような作業が含まれ、これが、現在のきびしい人員配置に加えて、彼らの疲労を誘発させる主な原因につながっている。

### 3. 他職員の介護量

表24 1週間における全他職員の介護量

施設の種類 介護の別	介 護				計
	摂食介助	入浴介助	排便介助	その他	
	分	分	分	分	分
厚生寮	362	685	25	2990	4062
菅原園	650	750	755	2315	4470
光道園	903	839	1362	4321	7425

上記表24にても理解されるように、寮母の仕事量の他、各施設とも寮母以外の職員（指導員、保健婦及び看護婦、雇用人）が、自らの本務の他に介護を手助けしていかなければならないという介護の手不足が明らかにされたのである。

## IV 「療護施設」を志向しての現作業量の修正

### 1. 修正を必要とする理由

以上の作業量は、現在の入所者による実績であるので、入所者が全員重度身体障害者療護施設(以下「重度療護施設」という)の対象者になった場合、現在の更生施設寮母の作業量に修正を加えなければならない。

まず三施設のうち、天竜厚生寮のみは現在週1回の入浴をさせているが、人員を確保することにより、他の2施設なみに次の(1)のとうり週2回に修正する必要がある。

次に入所者の構成を、重度療護施設に見合うかたちに修正するわけだが、今回調査した「実態調査表」中「日常生活介護の状況」から、もっとも介護のかかる食事、入浴、排便について次の(2)・(3)の方法により修正をする必要がある。

(1) 入浴回数を週2回にすること。

	現行週1回	修正増
厚生寮	7191	7191

(2) 介護の修正率の割出し

項目 施設名	摂食			排便			入浴		
	なんとか自分でできる(A)	全面又は一部介助(B)	(A)/(B)	なんとか自分でできる(A)	全面又は一部介助(B)	(A)/(B)	なんとか自分でできる(A)	全面又は一部介助(B)	(A)/(B)
厚生寮	37人	69人	0.536	46人	60人	0.767	63人	43人	1.465
管原園	12	13	0.923	4	21	0.190	0	25	0
光道園	20	15	1.333	14	21	0.667	12	23	0.522

(注) 療養施設になれば現在なんとか、自分でできる(A)という人々が減少し、全面介護(B)に切り代る。よってBの中に占めるAの割合が重度化した場合作業量の増加に影響を与えるものであるので $\frac{A}{B}$ をもって修正率とする。

(3) 修正

施設名	摂食介助			排便介助			入浴介助			修正増の計
	現在	修正率	修正増	現在	修正率	修正増	現在	修正率	修正増	
厚生寮	9.974	0.536	5.346	1.2353	0.767	9.475	10.400	1.465	15.236	30.057
管原園	1.975	0.923	1.823	3.460	0.19	657	1.308	0	0	2.480
光道園	2.359	1.333	3.145	3.769	0.667	2.514	1.545	0.522	806	6.465
計	—	—	10.314	—	—	12.646	—	—	16.042	39.002

(注) 排便介助(別紙調査表中a-2~a-6)は、その全てを、「入浴介助」は(a-13)(a-15)及び(a-18)のみを、また摂食介助は摂食介助(a-9)のみを、その対象とした。

(4) 修正値合計

施設名	1週間の必要な仕事量(B)				
	現に行っている寮母の作業量	他の職員が行っている介護量	ふろを週2回とすための修正増	対象者を全員重度療護に見合う者に修正	小計
厚生寮	85,460	4,062	7,191	30,057	126,770
管原園	23,360	4,470	—	2,480	30,310
光道園	32,737	7,425	—	6,465	46,627
計	141,557	15,957	7,191	39,002	23,707

## V 寮母適正配置への提言

### ——— 結論にかえて ———

日々成長の遅れた人々を辛抱強く介護する人たちは 精神的、肉体的に緊張の高いものである。事実、次あげる参考調査の結果の中にも明らかな通り（「健康認識調査」参照）、寮母たちは肉体的苦痛と、勤務体制改善の要求を訴えている。

一般勤労者でさえ8時間労働が保障され、週5日制の傾向にある中を、最も重度の身体障害者の身辺にあつて、精神的、肉体的労働をする第1線の福祉労働者に9時間労働が当然のことであるかのごとく見られ、その見地から人員配置数が算定されることは好ましくないどころか大問題であるとさえ思われる。したがって1日8時間1週48時間労働により、先ず必要寮母数を算定すると、3施設を加重平均して入所2.3人に対し1人の割合で寮母とする。なお、参考までに1日9時間1週54時間労働により算定すると、入所者2.6人に対して寮母1人の配置が必要であることが明らかとされた。

表25 修正された寮母の人員配置

施設名	調査時における入所現員 (A)	1週間の必要な仕事量 (B)	必要寮母数 (1週48時間労働) (B)÷2880分 48時×60分 (C)	寮母1人に対する入所者数 (A) (C) (D)	（参考）労働時間1週54時間の 場合	
					必要寮母数 (B)÷3240分 54×60分 (E)	寮母1人に対する 入所者数 (A) (E) (F)
厚生寮	106	126,770	4402	2.4	3.913	2.7
管原園	25	30,310	1,052	2.4	9.35	2.7
光道園	35	46,627	1,619	2.2	14.39	2.4
計	166	203,707	7,073	2.3	6.287	2.6

よつて、

寮母は、入所者2.3人に対し1人の割合で配置する必要がある。

と、提言する。

参考資料「健康認識調査」

——現勤務体制下での寮母の労働衛生——

静岡……寮母 25名 (女子のみ)

奈良……寮母 5名 指導員3名(男子1名)・保健婦1名

福井……寮母 14名 (女子10名, 男子4名, 指導員含む)

## I 年齢構成別人数

年齢	施設	静 岡	奈 良	福 井
20才未満				1
20～24			1 (1)	4 (1)
25～29			2	(1)
30～34		1	1	
35～39		3		(1)
40～44		3	2	(1)
45～49		1 2	1	4
50～54		5		1
55～59		1	1	
60～64				
65～69				
70才以上				
		2 5	8 (1)	1 0 (4)

※( )内は男子

## II 現職までの経歴

M.C.

項目	施設	静 岡	奈 良	福 井	t o t a l
家 事		3	2		5
家業及び内職		3			3
他施設(寮母,看護婦) (寮母以外)		5	4	2 5	1 6
工場労働者		8 (内訳: 機械3 センイ2 電気2 楽器1 溶接1 自動車部品1)		3 (内訳: はたおり めがね工場) 2 1	1 1
製 材 業		3			3
事 務 員			1	1	2
教 師			1		1
学 生			2		2
クリーニング		1			1
障 害 者				2	2
N. A .		2		1	3

Ⅲ ①施設別1人当り過去3ヶ月の病欠日数

	(静岡)	(奈良)	(福井)
総 数	35日	88日	1日
1人当り	1.4日	9.8日	0.1日

②過去3ヶ月内に延一週間以上欠勤した人の疾患の種類

施設の別	静 岡	奈 良	福 井
総 人 数	25	9	14
人数(%)	1 (4%) 子宮きんしゆ 1	3 (33%) かぜ 2 リュウマチ熱関節炎 1 背部炎症 1 胃かいよう初期 1	なし

Ⅳ 過去3ヶ月に治療した疾患名

M.C.

施設の別延人数と% 疾患名	静 岡		奈 良		福 井		合 計	
	延人数	%	延人数	%	延人数	%	延人数	%
(1)腰痛(座骨神経痛)	3	12.5	3	21.4	2	16.7	8	16.0
(2)首,肩,背中,腕の痛み	3	12.5	2	14.3	3	25.0	8	16.0
(3)関節(ひざ)			1	7.1			1	2.0
(4)頭痛,めまい,耳なり, 目がかすむ,不眠	1	4.2	2	14.3	2	16.7	5	10.0
(5)新陳代謝(糖尿病)	1	4.2					1	2.0
(6)食欲不振,胃腸,肝臓	1	4.2	2	14.3	1	8.3	4	8.0
(7)循環系:								
(8)呼吸(かぜ)	5	20.8	3	21.4	2	16.7	10	20.0
(9)生理痛,不順	1	4.2					1	2.0
(10)皮膚病	2	8.3					2	4.0
(11)眼,耳,鼻(ノド)	4	16.7			1	8.3	5	10.0
(12)外 傷			1	7.1			1	2.0
(13)その他	3	12.5			1	8.3	4	8.0
計	24	100.0	14	100.0	12	100.0	50	100.0

Ⅴ 施設別治療方法

M.C.

治療方法	静 岡	奈 良	福 井	合 計
(1)医療	12	5	5	22
(2)自己,売薬,ハリ,灸	6		1	7
(3)両者併用	1			1
計	19	5	6	30

VI 我慢している疾患状況

M.C.

疾患名	施設の別		静 岡		奈 良		福 井		合 計	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
(1) 腰痛(座骨神経痛)	2	10.0	4	23.5	6	40.0	12	23.1		
(2) 首, 肩, 背中, 腕の痛み	8	40.0	2	11.8	7	46.6	17	32.7		
(3) 関節(ひざ)	0		0							
(4) 頭痛, めまい, 耳なり, 目がかすむ, 不眠,	4	20.0	2	11.8	1	6.7	7	13.5		
(5) 新陳代謝(糖尿病)	0		0							
(6) 食欲不振, 胃腸, 肝臓	2	10.0	3	17.6			5	9.6		
(7) 循環系	0		0							
(8) 呼吸(かぜ)	1	5.0	1	5.9			2	3.8		
(9) 生理痛, 不順	0		2	11.8	1	6.7	3	5.8		
(10) 皮膚病	0		0							
(11) 眼, 耳, 鼻(ノド)	1	5.0	0				1	1.9		
(12) 外 傷	0		0							
(13) その他	2	10.0	3	17.6			5	9.6		
計	20	100.0	17	100.0	15	100.0	52	100.0		

VII 苦痛を感じている作業・作業環境

M.C.

項目	施設の別		静 岡		奈 良		福 井		合 計	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
夜 勤	17	41.5	7	87.5	6	26.1	30	41.7		
入 浴	8	19.5	1	12.5	4	17.4	13	18.1		
排便介助	6	14.6			5	21.7	11	15.3		
体重のある人の処理	3	7.3			6	26.1	9	12.5		
時間の切れ目がない	2	4.9					2	2.8		
寮内の歩行で疲れる	1	2.4					1	1.4		
言葉が理解できない	1	2.4					1	1.4		
洗 たく					1	4.3	1	1.4		
そ の 他					1	4.3	1	1.4		
N. A.	3	7.3					3	4.2		
	41		8		23		72			

VIII 改善してほしいこと

静岡	<夜勤体制について>	
	・夜勤あけの食事(朝)寮母2:入所者50を改善してほしい	14
	・人員増加してほしい	3
	・週1回の完全な休みがほしい	1
	<管理の面について>	
	・てすりをつけてほしい	1
奈良	<夜勤体制について>	
	・夜勤明けの休みがほしい,早出制があるとよい	5
	・人員増加してほしい	4
	<待遇について>	
	・待遇を改善してほしい	1
	・専門職として確立してほしい	1
福井	<夜勤体制について>	
	・夜勤の際の人数増加,その他の夜勤体制改善	5
	・介護員の人数増加	1
	<管理の面について>	
	・お風呂の高さを工夫してほしい,(腰をかがめるので)	1
	・トイレの衛生面で換気	1
・設備(手すり,訓練用器具备品)を整えてほしい	1	

# 付 録

I 作業量調査表

II 調査項目記入の手引

III 健康認識調査

健康認識調査

氏名			面接者氏名			㊦		
1 年令	才	2 性別	男	女	調査年月日	年	月	日
3 施設名					4 在職年数	年	ヶ月	
5 勤務形態	(1)勤務時間	時間			(2) 休日	月	週 日	
6 過去3ヶ月の病欠日数		日			月平均	日		
7 治療した患者名	(1) 腰痛(座骨神経痛)				8 治療方法			
	(2) くび, 肩, 背中, 腕の痛み							
	(3) 関節(ひざ)					(1) 医療		
	(4) 頭痛, めまい, 目がかすむ, 耳なり, 不眠					(2) 自己・売薬・ハリ・		
	(5) 新陳代謝(糖尿病)					キュウ・その他民		
	(6) 食欲不振, 胃腸, 肝臓					間療法		
	(7) 循環系					(3) 両者併用		
	(8) 呼吸(かぜ)							
	(9) 生理痛・不順							
	(10) 皮膚病							
	(11) 眼・耳・鼻(ノド)							
	(12) 外傷							
	(13) その他							
	9 治療はしないが(我慢しているが)日常苦痛を感じている疾患・症状					10 日常勤務で特に心身の苦痛を感じている作業種類・作業環境		
(1)	(2)	(3)						
(4)	(5)	(6)						
(7)	(8)	(9)						
(10)	(11)	(12)						
(13)								
11 改善してほしいこと(管理・行政面より)望ましい人員配置など								

小島ゼミ

県名	静岡県 北海道 岡井良道	職種	施設長 医師 事務員 指導員 心理定員 P O T 察 T 母 栄養士 保健婦 調理員 雇用人	氏名		男女	年齢
----	--------------------	----	---	----	--	----	----

就業時間	昭和47年 月 日	午前・午後 時 分から	日 午前・午後 時 分まで	計 分
------	-----------	-------------	---------------	-----

作業項目	所用時間小計	午前	午後	作業項目	所用時間小計
<b>A. 介護</b>				<b>D. 洗濯</b>	
( ) 衣類交換 ..... a-1				d-1 洗 う ..... ( )	
( ) おむつ交換 ..... a-2	30			d-2 ほ す ..... ( )	
( ) 居室排泄 ..... a-3				d-3 とり込む ..... ( )	
( ) トイレ介助 ..... a-4	5:00			d-4 たたむ ..... ( )	
( ) トイレ介助監視 ..... a-5				d-5 その他 ..... ( )	
( ) 汚物処理 ..... a-6	30			<b>E. 掃除</b>	
( ) ベット上の洗面介助 ..... a-7				e-1 入所者利用区域 ..... ( )	
( ) 洗面所の介助 ..... a-8	6:00			e-2 職員利用区域 ..... ( )	
( ) 摂食介助 ..... a-9				e-3 共用区域 ..... ( )	
( ) 摂食後始末 ..... a-10	30			e-4 その他 ..... ( )	
( ) 車椅子移動 ..... a-11				<b>F. 給食</b>	
( ) 歩行介護 ..... a-12				f-1 材料購入, 管理 ..... ( )	
( ) ストレッチャー移動 ..... a-13	7:00			f-2 調理 ..... ( )	
( ) 入浴準備 ..... a-14				f-3 盛付 ..... ( )	
( ) 入浴介助 ..... a-15	30			f-4 膳拭, 配膳 ..... ( )	
( ) 入浴監視 ..... a-16				f-5 食器回収, 食器洗い, 消毒 ..... ( )	
( ) 入浴後始末 ..... a-17	8:00			f-6 献立作成, カロリー計算 ..... ( )	
( ) 体の清拭 ..... a-18				f-7 給食事務 ..... ( )	
( ) リネン(寝具等)の交換 ..... a-19	30			f-8 その他 ..... ( )	
( ) 私用の代行 ..... a-20				<b>G. 保健, 衛生</b>	
( ) 身辺の整理, 整頓 ..... a-21	9:00			g-1 整髪 ..... ( )	
( ) 整容動作介助 ..... a-22				g-2 整容 ..... ( )	
( ) 通信介助 ..... a-23	30			g-3 ふとん干 ..... ( )	
( ) 施設外への付添介助 ..... a-24				g-4 定期身体検査 ..... ( )	
( ) 間食介助 ..... a-25	10:00			g-5 服薬介助 ..... ( )	
( ) 就寝準備 ..... a-26				g-6 消毒 ..... ( )	
( ) 体位交換 ..... a-27	30			g-7 保健, 衛生事務 ..... ( )	
( ) 日光浴介助 ..... a-28				g-8 その他 ..... ( )	
( ) 介護引継 ..... a-29	11:00			<b>H. 医療</b>	
( ) 夜間見まわり ..... a-30				h-1 保健衛生指導 ..... ( )	
( ) 介護事務 ..... a-31	30			h-2 診療, 調剤 ..... ( )	
( ) その他 ..... a-32				h-3 診療, 調剤補助 ..... ( )	
<b>B. 生活指導</b>				h-4 材料, 整備 ..... ( )	
( ) 面接 ..... b-1		午後	午前	h-5 検温, 血圧測定等 ..... ( )	
( ) 教養学習指導 ..... b-2		0:00	0:00	h-6 機能訓練 ..... ( )	
( ) 娯楽余暇利用指導 ..... b-3	30			h-7 医療事務 ..... ( )	
( ) 見まわり ..... b-4				h-8 その他 ..... ( )	
( ) 避難訓練 ..... b-5	1:00			<b>I. その他</b>	
( ) 作業指導 ..... b-6				i-1 会議, 研修 ..... ( )	
( ) 生活指導事務 ..... b-7	30			i-2 私用 ..... ( )	
( ) その他 ..... b-8				i-3 休憩 ..... ( )	
<b>C. 衣類, 寝具等の整備</b>				i-4 拘束中での自由 ..... ( )	
( ) ぬ う ..... c-1	2:00			i-5 事務 ..... ( )	
( ) 保管, 支給, 配達 ..... c-2	30			i-6 その他 ..... ( )	
( ) その他 ..... c-3					
	3:00				
	30				
	4:00				

41 ~ 42

<p>A. 介護</p> <p>a-1 衣類交換(起床, 就寝時)</p> <p>a-2 おむつ交換</p> <p>a-3 居室排泄(便器用意, 衣類着脱, 後始末)</p> <p>a-4 トイレ介助(後始末)</p> <p>a-5 トイレ介助監視(体が動き転倒等の防止)</p> <p>a-6 汚物処理(失禁, 生理)</p> <p>a-7 ベッド上の洗面介助(水の用意, タオル, 吸吞盆, 洗面, 歯みがき, 後始末)</p> <p>a-8 洗面所の介助(歯みがき, 洗面, 後始末)</p> <p>a-9 摂食介助(居室内上下膳, エプロン, 副食, 攪拌, 飯台用意, 押え物, 特定食器の用意, 食べさせる, テーブル拭き)</p> <p>a-10 摂食後始末(特定食器, 器具類の洗い, 整理, テーブル床の掃除)</p> <p>a-11 車椅子移動</p> <p>a-12 歩行介護</p> <p>a-13 ストレッチャー移動</p> <p>a-14 入浴準備(脱衣室, 浴室の清掃, 器具用意, 水張り)</p> <p>a-15 入浴介護</p> <p>a-16 入浴監視</p> <p>a-17 入浴後始末(洗濯物のまとめ, 水抜き, 器具の整備, 清掃)</p> <p>a-18 体の清拭</p> <p>a-19 リネン(夜具等)の交換</p> <p>a-20 私用の代行(日用品の購入, 年金の受取り, 貯金など)</p> <p>a-21 身の整理, 整頓</p> <p>a-22 整容動作介助(化粧, 整髪, セット介助)</p> <p>a-23 通信介助(代書, リーディングサービス)</p> <p>a-24 施設外へのつきそい介助(散歩, 通院)</p> <p>a-25 間食介助(前後も含む)</p> <p>a-26 就寝準備(ベッド作り, ふとん敷き, 戸じまりなど)</p> <p>a-27 体位交換</p> <p>a-28 日光浴介助</p> <p>a-29 介護引継</p> <p>a-30 夜間みまわり</p> <p>a-31 介護事務</p> <p>a-32 その他</p> <p>B. 生活指導</p> <p>b-1 面接(本人, 家族, その他)</p> <p>b-2 教養学習指導</p> <p>b-3 娯楽余暇利用指導(グループ指導)</p> <p>b-4 見まわり</p> <p>b-5 避難訓練</p> <p>b-6 作業指導</p> <p>b-7 生活指導事務(ケース記録記入を含む)</p> <p>b-8 その他</p> <p>C. 衣類, 寝具等の整備</p> <p>c-1 縫う(手, ミシン)</p> <p>c-2 保管, 支給, 配達</p> <p>c-3 その他</p>	<p>D. 洗濯</p> <p>d-1 洗う</p> <p>d-2 ほす</p> <p>d-3 とり込む</p> <p>d-4 たたむ</p> <p>d-5 その他</p> <p>E. 掃除</p> <p>e-1 入所者利用区域(居室, 廊下, 便所, 洗面所, 作業室, 静養室, 訓練室)</p> <p>e-2 職員利用区域(事務室, 倉庫)</p> <p>e-3 共用区域(玄関, 集会室, 食堂)</p> <p>e-4 その他</p> <p>F. 給食</p> <p>f-1 材料購入, 管理(運搬も含む)</p> <p>f-2 調理</p> <p>f-3 盛付</p> <p>f-4 膳拭, 配膳</p> <p>f-5 食器回収(食堂内)食器洗い, 消毒</p> <p>f-6 献立作成, カロリー計算</p> <p>f-7 給食事務</p> <p>f-8 その他</p> <p>G. 保健, 衛生</p> <p>g-1 整髪(散髪)</p> <p>g-2 整容(ひげそり, 耳そうじ, つめ切り, 洗髪)</p> <p>g-3 ふとん干し</p> <p>g-4 定期身体検査</p> <p>g-5 服薬介助</p> <p>g-6 消毒(トイレ, 居室, 廊下など)</p> <p>g-7 保健, 衛生事務</p> <p>g-8 その他</p> <p>H. 医療</p> <p>h-1 保健, 衛生指導</p> <p>h-2 診療, 調剤</p> <p>h-3 診療, 調剤補助</p> <p>h-4 材料整備</p> <p>h-5 検温, 血圧測定等</p> <p>h-6 機能訓練</p> <p>h-7 医療事務</p> <p>h-8 その他(病人の常時付添など)</p> <p>I. その他</p> <p>i-1 会議, 研修</p> <p>i-2 私有</p> <p>i-3 休憩</p> <p>i-4 拘束中で自由(待機も含む)</p> <p>i-5 事務(経理事務等)</p> <p>i-6 その他(電話, 来客応接等, 調査面接を含む)</p>
---	--

備考：病人, 事故の発生など特記すべき事あれば記入のこと。